

III 調査及び臨時検査

1 福島県水道水質管理計画

福島県では、県内の水道事業者や専用水道設置者等が行う水質検査業務について、適正化及び広域化による連携を図るとともに、大規模水源の水質監視の強化を目的として、平成5年度から「福島県水道水質管理計画」を策定しています。

(1) 検査地点と実施項目

本市では、県の基本方針に従い、計画取水量が10,000m³/日以上の表流水及び5,000m³/日以上の地下水に指定された水質監視地点について、定期検査を行いました。

検査地点と実施項目の詳細は表III 1 (1)のとおりです。

表III 1 (1) 水質監視地点

No.	水道水源		水質監視地点 (関連施設名)	実施項目
	区分	水系 (河川名)		
1	表流水	夏井川水系 (夏井川)	小川江筋取水口 (平净水場)	水質管理目標設定項目、NH ₃ -N、BOD、COD、SS、T-N、T-P、THM生成能
2			下平窪取水場 (平净水場)	
3		夏井川水系 (小玉川)	小玉ダム (平净水場)	
4		夏井川水系 (好間川)	上野原浄水場取水口 (上野原净水場)	
5		鮫川水系 (鮫川)	田部ポンプ場 (泉净水場)	
6		鮫川水系 (四時川)	四時川用水路取水口 (山玉净水場)	
7			四時ダム (山玉净水場)	
8	地下水	浅井戸	法田第二ポンプ場 (法田ポンプ場)	水質管理目標設定項目、THM生成能

(2) 検査結果

検査の結果、鮫川水系において、COD（化学的酸素要求量）やSS（浮遊物質）が高い値で観測されました。降雨による一過性のものであり、取水への影響はありませんでした。また、全体的に水質改善を要する地点は認められませんでした。

観測結果の経年変化は、第I章2水源水質経年変化 図表I 2(1)・図表I 2(1)のとおりです。

2 放射性物質の検査

本市では、「福島県飲料水の放射性物質モニタリング検査実施計画」に基づき、ゲルマニウム半導体検出器による水道水の放射性物質モニタリング検査を行っています。

(1) 検査頻度

週3回（一部施設については週1回）

(2) 検査項目、検査方法

放射性ヨウ素131、放射性セシウム134、放射性セシウム137

：水道水等の放射能測定マニュアル(平成23年10月厚生労働省健康局水道課)

(3) 検査地点

11浄水施設の配水

(4) 検査結果

検査結果は、すべての検査地点で不検出となりました。

詳細は 表III 2(4) のとおりです。

3 水道水の100L濃縮による放射性物質の検査

本市では、微量の放射性物質を測定するため、100Lの水道水を濃縮し放射性物質の検査を行っています。

(1) 検査頻度

年1回

(2) 検査項目

放射性ヨウ素131、放射性セシウム134、放射性セシウム137

(3) 検査地点

平净水場、山玉净水場

(4) 検査結果

検査結果は、すべての検査地点で不検出となりました。

(単位:Bq/kg)

採水場所	採水日	ヨウ素131	セシウム134	セシウム137
平净水場(配水)	令和6年12月12日	<1.9	<0.0006	<0.0006
山玉净水場(配水)	令和7年1月10日	<0.20	<0.0007	<0.0007

※検出限界値は、測定毎に異なります。

表Ⅲ2(4) 放射性物質の検査結果

令和6年度 平浄水場 配水

※不検出とは検出下限値(1Bq/kg)未満であることを表します。

表Ⅲ2(4) 放射性物質の検査結果

令和6年度 上野原浄水場 配水

※不検出とは検出下限値(1Bq/kg)未満であることを表します。

表Ⅲ2(4) 放射性物質の検査結果

令和6年度 泉浄水場 配水

※不検出とは検出下限値(1Bq/kg)未満であることを表します。

表Ⅲ2(4) 放射性物質の検査結果

令和6年度 山玉浄水場 配水

※不検出とは検出下限値(1Bq/kg)未満であることを表します。

表Ⅲ2(4) 放射性物質の検査結果

令和6年度 法田第二ポンプ場 配水

※不検出とは検出下限値(1Bq/kg)未満であることを表します。

表Ⅲ2(4) 放射性物質の検査結果

令和6年度 川前浄水場 配水

※不検出とは検出下限値(1Bq/kg)未満であることを表します。

表Ⅲ2(4) 放射性物質の検査結果

令和6年度 鷹ノ巣浄水場 配水

※不検出とは検出下限値(1Bq/kg)未満であることを表します。

表Ⅲ2(4) 放射性物質の検査結果

令和6年度 入遠野浄水場 配水

※不検出とは検出下限値(1Bq/kg)未満であることを表します。

表Ⅲ2(4) 放射性物質の検査結果

令和6年度

※不検出とは検出下限値(1Bq/kg)未満であることを表します。

4 いわき市水道水源保護条例に基づく排水調査

本市では、水道水源の保全を図るため、「いわき市水道水源保護条例（平成4年3月30日いわき市条例第3号）」により、関係事業場に協力を求め排出水の調査を行っています。

(1) 調査頻度

年2回（6月、9月）

(2) 調査項目、調査方法

農薬：いわき市水道水源保護条例施行規則（平成4年10月30日いわき市規則第52号）

詳細は 表III 4 (2) の別表第1のとおりです。

(3) 調査事業場

ゴルフ場 2 事業場（規制対象外）

(4) 調査結果

調査の結果、ゴルフ場の排水堰で除草剤成分の検出がありましたが、放流水への影響はなく、許容限度に適合しました。

表Ⅲ4(2) いわき市水道水源保護条例基準

別表	規則	項目名	許容限度	単位	検定方法
別表第1 第46条	殺虫剤	アセタミブリド	0.18	mg/L	
		アセフェート	0.0063	〃	
		イソキサチオン	0.008	〃	
		イミダクロブリド	0.15	〃	
		エトフェンプロックス	0.082	〃	
		クロチアニジン	0.25	〃	
		クロルビリホス	0.002	〃	
		ダイアジノン	0.005	〃	
		チアメトキサム	0.047	〃	
		チオジカルブ	0.08	〃	
		テブフェノジド	0.042	〃	
		トリクロルホン (DEP)	0.005	〃	
		ピリダフェンチオン	0.002	〃	
		フェニトロチオン (MEP)	0.003	〃	
		ペルメトリン	0.1	〃	
		ベンスルタップ	0.09	〃	
殺菌剤	殺菌剤	アゾキシストロビン	0.47	〃	
		イソプロチオラン	0.26	〃	
		イブロジオン	0.3	〃	
		イミノクタジンアルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩	0.006 (イミノクタジンとして)	〃	
		エトリジアゾール (エクロメゾール)	0.004	〃	
		オキシン銅 (有機銅)	0.04	〃	
		キャプタン	0.3	〃	
		クロロタロニル (TPN)	0.04	〃	
		クロロネブ	0.05	〃	
		ジフェノコナゾール	0.03	〃	
		シブロコナゾール	0.03	〃	
		シメコナゾール	0.022	〃	
		チウラム (チラム)	0.02	〃	
		チオフェネートメチル	0.3	〃	
		チフルザミド	0.05	〃	
		テトラコナゾール	0.01	〃	
		テブコナゾール	0.077	〃	
		トリフルミゾール	0.05	〃	
		トルクロホスメチル	0.2	〃	
		バリダマイシン	1.2	〃	
		ヒドロキシイソキサゾール (ヒメキサゾール)	0.1	〃	
		フルトラニル	0.23	〃	
		プロピコナゾール	0.05	〃	
除草剤	除草剤	ペノミル	0.02	〃	
		ベンシクリン	0.14	〃	
		ボスカド	0.11	〃	
		ホセチル	2.3	〃	
		ポリカーバメート	0.03	〃	
		メタラキシル及びメタラキシルM	0.058 (メタラキシルとして)	〃	
		メプロニル	0.1	〃	
		アシュラム	0.2	〃	
		エトキシリルフロン	0.1	〃	
		オキサジアルギル	0.02	〃	
		オキサジクロメホン	0.024	〃	
		カフェンストロール	0.007	〃	
		シクロスルファムロン	0.08	〃	
		ジチオピル	0.0095	〃	
		シデュロン	0.3	〃	
		シマジン (CAT)	0.003	〃	
		チオベンカルブ	0.02	〃	
		テルブカルブ (MBPMC)	0.02	〃	
		トリクロビル	0.006	〃	
		ナブロパミド	0.03	〃	
		ハロスルフロンメチル	0.26	〃	
		ピリブチカルブ	0.023	〃	
		ブタミホス	0.02	〃	
		フラザスルフロン	0.03	〃	
		プロピザミド	0.05	〃	
		ベンスリド (SAP)	0.1	〃	
		ベンディメタリン	0.1	〃	
		ベンフルラリン (ベスロジン)	0.08	〃	
		メコプロップ カリウム塩(MCPPカリウム塩)、 メコプロップジメチルアミン塩(MCPPジメチルアミン塩)、 メコプロップPイソプロピルアミン塩 及びメコプロップPカリウム塩	0.047 (メコプロップとして)	〃	
		MCPAイソプロピルアミン塩及びMCPAナトリウム塩	0.005 (MCPAとして)	〃	
		トリネキサパックエチル	0.015	〃	

ゴルフ場指針
(その他)

別表	規則	項目名	許容限度	単位	検定方法
別表第2 第146条	第146条	カドミウム及びその化合物	0.01	mg/L	排水基準(その他)
		ジアン化合物	検出されないこと		
		有機燐化合物 [*1]	検出されないこと		
		鉛及びその化合物	0.01	mg/L	
		六価クロム化合物	0.05	〃	
		砒素及びその化合物	0.01	〃	
		水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005	〃	
		ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検出されないこと		
		トリクロロエチレン	0.03	mg/L	
		テトラクロロエチレン	0.01	〃	
		ジクロロメタン	0.02	〃	
		四塩化炭素	0.002	〃	
		1,2-ジクロロエタン	0.004	〃	
		1,1-ジクロロエチレン	0.02	〃	
		シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	〃	
		1,1,1-トリクロロエタン	0.3	〃	
		1,1,2-トリクロロエタン	0.006	〃	
		1,3-ジクロロプロパン	0.002	〃	
		ベンゼン	0.005	〃	
		セレン及びその化合物	0.01	〃	
		ホウ素及びその化合物	1	〃	
		ニッケル及びその化合物	0.01mg/L	〃	
		総トリハロメタン	0.1mg/L	〃	
		農薬 [*2]	[*2]	〃	(別表第1)

*1 パラチオン、メチルパラチオン、チルジメント及びEPNに限る。

*2 別表第1の項目名に掲げる農薬とし、許容限度は同表に掲げる値とする。

別表	規則	項目名	許容限度	単位	検定方法
別表第3 第4条	第4条	水素イオン濃度	5.8~8.6	-	排水基準(その他)
		生物化学的酸素要求量	20(日間平均10) [*4]	mg/L	
		化学的酸素要求量	20(日間平均10) [*4]	〃	
		浮遊物質量	50(日間平均25) [*4]	〃	
		窒素含有量	40(日間平均20) [*4]	〃	
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素含有量	10	〃	
		燐含有量	4(日間平均2) [*4]	〃	
		フルマルヘキサン抽出物質含有量	5	〃	
		フェノール類含有量	0.005	〃	
		銅含有量	1	〃	
		亜鉛含有量	1	〃	
		溶解性鉄含有量	0.3	〃	
		溶解性マンガン含有量	0.3	〃	
		クロム含有量	0.2	〃	
		弗素含有量	0.8	〃	
		大腸菌群数	300	個/mL	
		温度、外観及び臭気	異常でないこと	-	

*4 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

主な検定方法	
ゴルフ場指針	ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針(令和2年3月 27日環水大土発第 2003271号)
排水基準	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年9月環境庁告示第64号)
その他	新JISK0102ほか

5 航空防除影響調査

本市では、松くい虫対策として、航空防除薬剤の散布が行われましたが、散布区域が水道水保護地域でないことから、影響調査は行いませんでした。

6 臨時水質検査

その他の計画外の検査は、次のとおりです。

(1) 苦情等検査

水質苦情及び相談が5件あり、必要な検査を行いました。

水質苦情等の種類内訳は、着色に関するものが2件、異臭に関するものが2件、異物混入に関するものが1件でした。

(2) 水質事故に関する検査

水質事故はありませんでした。

(3) 漏水検査

配管漏水の有無を調べるトリハロメタンの定性検査は143件でした。

(4) 竣工検査

竣工検査である色度及び濁度の検査は126件でした。

